第3回第4次船橋市障害者施設に関する計画策定委員会　会議録

日　　時　：　令和2年2月20日（木）午前10時から

場　　所　：　船橋市役所　本庁舎9階　第1会議室

出　　席　：　25人（委員2人の欠席あり）

傍 聴 者　：　0人

＜議事＞

議事①　理解啓発について

議事②　各論第5章（生活環境）について

議事③　各論第6章（安全・安心）について

＜配付資料＞

・次第

・席次表

・資料1　船橋市で実施している・把握している理解啓発事業

・資料2　各論素案（第5章生活環境、第6章安全・安心）

・資料3　第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況～平成30年度実績～（抜粋）

・資料4　障害者基本計画（第4次）平成30年3月　一部抜粋

事務局（計画係長）

開会

「皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第3回第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会を開催いたします。

　委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

　議事事項に入る前に、本日の資料について確認させていただきます。お手元に資料のご準備をお願いいたします。

　まず、次第と席次表。次に資料1としまして、船橋市で実施している・把握している理解啓発事業。資料2、各論の素案。本日は第5章と第6章になっております。続きまして、資料3、第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況。平成30年度の実績の抜粋でございます。続きまして、資料4、障害者基本計画（第4次）平成30年3月。国の障害者の基本計画の一部抜粋でございます。以上が配付資料でございます。

　また、第1回策定委員会の資料として配付させていただきました黄色い冊子、第3次船橋市障害者施策に関する計画、こちらにつきましても、本日のご説明の中で使わせていただく予定になっております。不足のある方、または黄色い冊子を本日お持ちでない方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

　次に、発言される際の留意事項についてお知らせいたします。発言の際は、マイクのTALKボタンを押してスイッチを入れていただき、終わりましたらボタンを押してスイッチをお切りください。また、ご発言の際には、お名前を最初におっしゃってください。手話通訳者がおりますので、本日かなり時間が限られておりますが、発言のスピードにご配慮いただきますようお願いいたします。

　本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名を公表することとなっております。

　本日の出席委員についてでございますが、27名中25名のご出席をいただいております。第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱第5条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

　続きまして、傍聴についてでございますが、本日、第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議公開取り扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっておりますが、本日、傍聴はございません。

　本日の委員会でございますが、会場の都合で11時半までで終了させねばなりませんので、議事の円滑な進行についてご協力をお願いいたします。

　それでは、議事進行を布施委員長にお願いしたいと思います。布施委員長、よろしくお願いいたします。」

議事①　理解啓発について

布施委員長

「おはようございます。90分と限られた時間なので、皆さんの意見を聞いていきたいと思いますが、どうぞご協力のほど、お願いします。それでは、本日の議事項目①です。理解啓発のことについて、事務局からの提案がございますので、お願いします。」

事務局（計画係長）

「今回、前回の計画策定委員会で堤委員から、総論の推進体制についてに記載されている、理解促進、広報・啓発活動の推進を各論の１章としてはどうかというご提案がございました。また、山田委員からも推進体制の中では理解啓発が概念的な表現にとどまってしまうのではないかというご意見もございました。これは、テーマの重要性を考えてのご発言であったと思っております。

　事務局としましても、理解啓発の重要性は認識しており、本人への個別の支援と並行して、周囲の理解があって、初めて、共に船橋で暮らす共生社会が実現するものと考えております。そのために、現行の計画では巻末の第3部としていた推進体制というものを、今回の計画では、各論にて記載されるさまざまな施策の実施に当たっての根底の考えとして位置づけ、総論に持ってくる予定でおります。

　本日は、計画に記載されている啓発事業及び今後計画に記載する予定のもの、または事業を行うことによって啓発に繋がるものを抜き出し、まとめた資料を資料1としてご用意いたしました。こちらに記載されている事業は、全てを行政のみで行っているものではなく、たくさんの方のご協力をいただきながら実施しているものでございます。

　資料の説明をいたします。資料1をご準備ください。まず、1ページ目については、推進体制に記載されている取り組みで、12までございます。次に、2ページになりますが、これは推進体制ではなく、各論の各章の中で行っている取り組みのうち、啓発に繋がるものが13番から25番までの13個ございます。続いて、3ページ。この計画に記載はございませんが、福祉サービス公社と船橋市社会福祉協議会の事業として実施していただいているものが3つ。合計で現在船橋市が把握している28の取り組みを記載させていただきました。

　本日は時間の都合上、一つ一つの取り組みの説明はできませんが、理解啓発活動は、行政だけが行えば済むものではございませんし、皆様の所属している団体、組織で取り組んでいただいているものもあると思います。障害や障害のある方の理解啓発が重要ということは、ここにいらっしゃる委員の皆様の共通の認識であると思います。そこで、事務局から今回ご提案させていただきたいのですが、本策定委員会の中で、理解啓発については各論とは別にご協議いただき、話し合われた内容を計画に反映させることはできないものかというところでのご提案をしたいと思っております。

　周囲の方に理解してもらいたいことというのは、身体、知的、精神と障害種別ごとに異なることと思いますので、そこを整理した上で、それぞれの理解啓発が現状の取り組みで進むものなのか、既に行われている取り組みで、行政が支援することで効果が上がるものがあるのか。また、全く新しい取り組みが必要なのかなどを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

　事務局から提案いたします。」

布施委員長

「今の事務局の提案について、皆さん、よろしいでしょうか。この委員会で検討していくということで。それでは、今後の流れについて、事務局の説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「ありがとうございます。具体的な進め方について、ご説明させていただきます。先ほど申し上げました障害種別ごととかで、周囲に理解してもらいたいことは異なってくるかと思います。それと、今の取り組みがどうかというところもあるかと思います。そのため、後日、この会議終了後、できれば今月中なんですけれども、調査票を委員の皆様に送らせていただきたいと思います。

　内容としましては、障害別に周囲に理解してもらいたいこと。それと、2個目が、本日の資料に載っていない、皆様が既に実施されているような取り組み、障害者理解に関係する取り組みはあるかということ。3番目としまして、既存の取り組み、既にこちらに書いてあるものについてのご意見。最後に、ご自身もしくはご自身の団体でできる啓発活動というものがあるかといった内容の調査票を送らせていただきたいと思っております。こちらは、所属している団体のほうに照会をかけ、内容の趣旨説明をしていただいて、取りまとめの上でご返送いただきたいと思っております。

　こちらの取りまとめた結果につきましては、今後、第4回、第5回とあるんですけれども、第4回の5月の検討委員会で発表、討議いただいて、第5回の７月に、まとめと計画へ反映をする案というのを事務局で出させていただこうと思っております。時間としては、大体このテーマで1回ごとに30分ぐらい取りたいと思っております。実際に理解啓発という部分は大きいものなので、終わらない場合については第6回まで伸ばしながらやっていこうと思っております。

　以上でございます。」

布施委員長

「よろしいでしょうか、皆様、ご質問ないですか。」

池田健委員

「資料の2ページの14番、障害者のある人を対象にした事業の開催とありますけれども、者はいらないのではないでしょうか。それから、その下のおいてのてが抜けているのではないでしょうか。」

事務局（計画係長）

「失礼しました。訂正させていただきます。」

布施委員長

「ありがとうございます。それでは、議事を進めたいと思います。」

議事②　各論第5章（生活環境）について

布施委員長

「それでは、各論の第5章にいきます。事務局からの説明をお願いいたします。」

事務局（計画係主事）

「本日は各論の第5章、生活環境と第6章、安全・安心が議題でございますが、まず本日の会議の進め方についてご説明いたします。まず、第5章、生活環境の平成30年度の実績を説明させていただきます。そのあとに、次期計画であります第4次計画の事務局案を説明させていただきまして、そのあと、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと考えております。第5章が終わったあとに、第6章、安全・安心につきましても、同様の流れで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、資料3を使って説明させていただきますので、お手元にご用意ください。こちらの資料ですが、第3次船橋市障害者施策に関する計画の平成30年度実績を記載しているものの抜粋でございます。今回は、本日の議題であります第5章と第6章について抜粋した資料をお渡ししております。毎年11月ごろに開催しております船橋市自立支援協議会の第2回の会議で報告をさせていただいているものとなりまして、こちらの平成30年度実績につきましても令和元年度、第2回の会議で報告をさせていただいているものとなります。

　それでは、資料3の1ページをめくっていただけますでしょうか。第5章生活環境と書かれている下に、（1）から（3）までがございます。こちらは第5章の課題として設定している項目となっております。（1）が住宅の確保、（2）が公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等、（3）が障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進となっております。

　もう1枚めくっていただきまして、48ページ、49ページをご覧ください。こちら、資料の構成としましては、左側のページが第3次の計画、黄色い冊子のほうになるのですけれど、そちらに記載されている内容になりまして、右側が計画の進捗状況とその各項目の担当課を記載しております。一番左に整理番号、その右に章の番号、さらにその右に、前のページでご覧いただいた各課題の番号を記載しております。それでは、中身の説明に入らせていただきます。

　整理番号199番から204番をご覧ください。こちらは、（1）住宅の確保として設定している項目となります。市営住宅の確保や住宅改造の支援、民間の賃貸住宅に入居するときの支援について記載しております。主なものをご説明いたします。一番上の199番、市営住宅の確保をご覧ください。右側のページの太枠内になりますが、平成30年度につきましては独立行政法人都市再生機構、URになりますが、そちらからの借り上げによって新たに30戸を市営住宅として供給しております。障害のある方のみを対象とした区分の部屋の募集はございませんでしたが、一般区分の住宅4戸に障害のある方がいらっしゃる世帯が入居したとのことです。

　次に、整理番号205番から208番をご覧ください。こちらは、（2）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等として設定している項目になります。公共交通機関を利用の利便性の確保や公園等の整備などについて記載されております。主なものとしましては、整理番号205番、206番の公共交通機関の利用の利便性の確保となります。それぞれ鉄道駅のバリアフリー化の項目となりますが、現在、市内全ての駅において、改札の内側も外側もバリアフリー化された経路が1つ以上確保されております。また、208番になりますが、公園のバリアフリー化について記載しております。こちらについては、国の補助金を活用しながら、公園内の経路やお手洗い等の整備を進めております。

　最後に、整理番号209番から次のページの219番までとなりますが、こちらは障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進として設定した項目となります。福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、福祉の増進に資することを目的とした千葉県福祉のまちづくり条例についてや、船橋市移動円滑化基本構想に位置づけられております重点整備地区のバリアフリー化、また、交通安全思想、教育の推進などについて記載しております。いずれの項目も、着実に事業を進めております。また、放置自転車の解消や不法占有物の除去についても取り組んでおりまして、歩行空間の安全の確保に努めているところであります。

　以上が、平成30年度における進捗状況の報告でございます。」

事務局（計画係長）

「続きまして、次期計画、第4次船橋市障害者施策に関する計画の事務局案についてご説明いたします。資料2をお手元にご用意ください。本日は、各論を議論していただく最初の会議となりますので、資料の構成をご説明いたします。

　まず、1番。基本方針としまして、現状を踏まえた上で今後の方向性を示した文章と下になりますが、（1）から（3）までの3つの課題を記載してございます。そして、1枚めくっていただいた次ページになりますが、各課題に対する必要な施策を2の現状と施策の方向性についてとして記載しております。本日は、まず1の基本方針をご説明したあとに、皆様のご意見を伺わせていただきます。その次に、現状と施策の方向性についてご説明したあと、そちらについてもご意見をいただきたいと思っております。

　それでは、1の基本方針、事務局案をご説明いたします。基本方針の文章をご覧ください。

　「障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進し、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

　そのためには、住環境の整備や居住支援サービスの充実のほか、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化の推進、移動しやすい環境の整備が求められます。このようなアクセシビリティに配慮した施設などの普及により、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、日常的な活動や社会参加がしやすい環境の確保を図ります。

　都市計画マスタープランに基づき、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることで、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちづくりを進めることができます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。」と今回、基本方針に記載させていただいております。

　こちらにつきましては、市の第3次計画と国の第4次障害者基本計画を参考に文章を作成してございます。国の基本方針でも使用されているアクセシビリティという言葉、生活環境における社会的障壁の除去という言葉を新たに記載してございます。また、令和3年度からを新たな計画期間とする、都市計画法に基づいて市町村が定める都市計画マスタープランについても、新たに記載しております。都市計画マスタープランは、現在、策定作業を進めており、バリアフリー等について盛り込んだ福祉のまちづくりという項目が記載される予定であることから、基本方針にも記載してございます。

　以上が、基本方針の事務局案でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。それでは、質問を受けたいと思います。先ほど、進捗状況とそれから基本方針の説明がありましたけれども、何かご質問等ありますでしょうか。修正がなければ、事務局案のとおりさせていただくということでよろしいですか、次に続いて。

　続きまして、現状と施策の方向性についてお願いします。」

事務局（計画係長）

「続きまして、2の現状と施策の方向性についてご説明いたします。資料2の2ページをご覧ください。まず、（1）の住宅の確保についてでございます。主なもの、今回の修正をしている項目についてのご説明をさせていただきます。

　まず、1の市営住宅の確保でございます。こちらにつきましては、現状としまして新規の市営住宅の建設予定が現時点ではございません。また、先ほど実績報告の中でもありましたように、障害のある方のみを対象とした部屋に限らず、URから借り上げによって市営住宅の供給を行っているという現状がございます。募集をかける部屋につきましては、募集の際に障害区分の部屋に空きがあれば、広報等で募集をかけているという状況でございますので、現状を踏まえた文章に修正してございます。

　また、2の市営住宅への入居の促進でございますが、障害のある人のいる世帯については、入居者の資格の中にあります収入基準等についての緩和措置を行っており、障害のある人の入居を促進しております。こちらについては、引き続き緩和措置を行って参ります。

　続きまして、3ページをご覧ください。4番、住宅改造の支援でございます。こちらは特に変更はございませんが、障害福祉課の事業になりまして、そのうちの①は既存住宅の補修や増改築を行う際の資金を無利子で貸し付けている、住宅整備資金の貸し付けでございます。また、②は重度障害のある方のために、既存住宅の浴室やトイレ等を改造する場合に、費用の一部助成を行っている住宅改造費の助成でございます。こちらにつきましては、引き続き事業を実施して参ります。

　続きまして、6番、居住支援サービスの充実でございます。こちらは、第4次計画から新たに記載する項目でございます。住宅確保要配慮者と言われる障害のある方、高齢者、低所得者などを対象に、民間賃貸住宅の物件情報や見守りサービスなどの情報提供を行うもので、住まいるサポート船橋というもので、平成29年度から開始した事業でございます。

　続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、（2）公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等でございます。（2）につきましては、大きな変更はございません。公共交通機関の利用の利便性の確保や市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進、また、公園等の整備について引き続き取り組んで参ります。

　続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進でございます。まず1番、総合的かつ効果的なまちづくりの推進と2番、民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進でございますが、バリアフリー法や千葉県福祉のまちづくり条例の周知を図ることにより、制度のさらなる理解を図って参ります。

　続きまして、3番、船橋市移動円滑化基本構想で位置づけられた、重点整備地区のバリアフリー化でございます。特に変更点はございませんが、船橋駅周辺と北習志野駅周辺の2カ所を重点整備地区として設定し、公共施設までの特定経路に視覚障害者誘導用ブロックの設置や、ゆとりのある歩行空間の整備を行うことで、全ての人が安心して安全に移動できるまちづくりの推進を図ることを目的としております。なお、移動円滑化基本構想は、策定当時、当事者でもある障害のある方、高齢者等の団体にもご協力いただき、ご意見を伺いながら策定したものでございます。

　続きまして、6ページをご覧ください。4番、歩行環境の整備、5番、人にやさしい歩道への整備につきましては、引き続き事業に取り組んで参ります。

　続きまして6番、放置自転車の解消をご覧ください。放置自転車につきましては、歩行の妨げとなることから、担当課において撤去や啓発活動に努めているところでございます。船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画が、平成28年度に策定されたため、計画についての記述を追加しております。今後の方向性としましては、計画に基づき自転車等駐車場の整備を行うとともに、引き続き、放置自転車の撤去や啓発に取り組んで参ります。

　続きまして、7ページの9、歩行者等の安全確保をご覧ください。こちらにつきましては、船橋警察署、船橋東警察署と連携し、区域を定めた速度規制を実施しております。いわゆるゾーン30というものでございます。こちらの項目について、新たに追加してございます。

　以上が、第4次計画の事務局案でございます。」

布施委員長

「ありがとうございます。質問どうぞ。」

黒川委員

「歩道、それから車道について、お願いと言いますか、計画を進めてほしいんです。今、あらゆる歩道が車道側に傾斜しています。全ての歩道がいわゆる車が入りやすいような状態。車庫などがあるところについては、段差が下がり、なお車道側に傾斜をしています。歩いていても、私1人が歩く場合は、歩道が斜めになっている関係で、だんだんに必ず車道側のほうに、車道側のほうにと歩いている状態です。

　おととしですか、市長さんとの市民の声を聞く会でもお願いをしたんですけれども、国道があり、県道があり、市道があり、いろいろと道路のあるいは歩道の関係も多方面に渡っているために、なかなかうまくいかないんだということだったものですから。

　少し三角な、斜めのボードがあれば、車関係などは駐車場の中に出入りできると思うので、今後、歩道を直す場合には、できるだけ平たんにしてほしいという要望です。

　それから、もう1つ。ガードレールのある車道と歩道の区別なのですが、ガードレールがない道路に白線が右左に空いている白線があるのは、何と言うのか私は分かりませんけれども、新しいお家をつくった場合は、家をセットバックと言いますか、道路に何センチか何メートルかバックするんです。そうすると、古いお家がそのままの状態になり、道路がでこぼこ、歩道がでこぼこの状態になっていて、白線を頼りに歩いている私などは、途中でその白線が切れちゃうんです。ということは、セットバックしたところは白線を引いていないんです。そこを視覚障害者が歩きやすいように、何とかその白線を工夫していただきたいとこちらの道路関係の方にも、少し前には一応お願いをしています。その結果が分かったら教えてくださいということをお願いしているんですけれども、こういったところからでも、道路維持課ですか、管理課ですか、そちらに、そういった白線の引き方を工夫していただけたらと思います。

　市場通りから京成の海神駅に出る道路を私はよく利用するんですけれども、海神駅の交差点、市場通りから海神駅に入ったところのすぐのところが、幅が狭いし、車が来るし、白線はないしというような状態で困っております。これは、ほかにもあると思うんです。

　その2点をひとつよろしくお願いいたします。」

布施委員長

「ありがとうございます。事務局のほうで、よろしいでしょうか。そのことに関して。」

事務局（計画係長）

「所管課に伝えさせていただきます。」

黒川委員

「お願いします。」

池田則子委員

「新しくこの第4次から入った項目について、質問というか、お願いがあります。（1）住宅の確保のところなんですけれども、昨年、ご利用者様というか、よく当会に遊びに来てくださる方が民間の賃貸住宅に住んでいて、その中でトラブルがあって、ほかの場所に出ていきたいということがあったんですけれども、なかなか相談することができない、役所に通うこともできないということがありまして、この情報とかをホームページ等で閲覧することができるのか。そこから、またご相談に上がることができるのかどうか。そこの部分が私で確認し切れていなかったので、お伺いしたいと思っています。

　あと、もう1つが7ページの9の歩行者等の安全確保についてなんですけれども、これはすごく安心できる安全な対策ですごくありがたいなと思っているのですが、実はふだん生活している中で、とても気になっていることがございます。多くの学習塾がある駅周辺で、お子さんの送迎で、ほぼ歩道側の一車線が路上駐車で埋め尽くされてしまっているんです。信号のない横断歩道の上にまでとめていらっしゃる方がいます。そのところで、車椅子の方だけではなくて、横断をできない方を多々見ております。速度規制はもちろんのことなんですけれども、交通規制では大きくなってしまうので、マナーやルールの理解を図って、安全な歩行の確保のために努めていただければと思っております。

　その2点について、お願いいたします。」

丸山委員

「1つ目の居住支援サービスの充実のところで、住まいるサポートというのが今回新規に追加ということになったんですが、こちらにつきましては、私ども船橋市社会福祉協議会において、窓口を設置しております。特に高齢者の方、あとは障害をお持ちの方、なかなか民間の賃貸住宅を借りることが難しい方について、そういったお手伝いをさせていただいている事業を先ほど説明の中にあったように平成29年から実施をしております。

　なかなか、ご自宅から相談に来られることができない方もおられるとは思うんですけれども、そういった方であれば、お電話でご相談に応じることもできますので、ぜひそういった方がいらっしゃいましたら、一度私どものほうにご連絡をいただければ、ご対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

　以上です。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。」

池田則子委員

「ありがとうございます。では、その方については、電話でお伝えするようにお話をさせていただきたいと思います。」

布施委員長

「もう1点、事務局よろしいでしょうか。」

事務局（計画係長）

「こちらの安全確保のところという部分で、実際にゾーン30のことは書かれております。池田委員がおっしゃっているのは、それ以前のマナー、ルールについての周知と言いますか、こういうことで困る人もいるんだよというところをお伝えいただきたいという主旨かと思います。こちらについても、理解啓発という部分で、この中で話し合われたいというところで、先ほど申し上げたところにも絡んでくるお話かと思います。対応について、どういったことができるかというのは、今すぐお答えできないんですけれども、念頭に入れておきたいと思います。」

池田則子委員

「ありがとうございます。よろしくお願いいたします。」

杉井委員

「公共交通機関の部分で、鉄道のことは詳しくいっぱい書いてあるんですけれど、タクシー、それからバスのことは何も書いていない。私はほとんど毎日電車やバスを使って通勤しています。つい先週なんですけれど、バスに乗ろうと思って、バス停で待っていました。そうしたら、運転手さんがドアの関係でスロープが急になっているので、安心、安全に乗せる自信がないから、乗せられないかもしれないという言い方をされました。結果的には、ほかの乗客の手を借りて、車椅子を引っ張り上げてもらって、やっと乗ることができたんです。

　それは、何でそうなってしまったのかと言えば、バスがまだノンステップとワンステップが混在をしていて、けさはノンステップだったので、何の問題もなくスムーズに乗ることができたのですが、そういう現状があります。したがって、全てのバスのノンステップ化を推進するというような方向性ができたほうがいいと思います。

　それから、バスに乗っていても、このごろはユニバーサルデザインになっているのが、たくさん走っています。でも、しばらく前に、このユニバーサルデザインのタクシーというのができたら、車椅子にこだわらず乗せられるということを言われたのですが、結局、余分な費用がかかる介護タクシーのようなものを使わざるを得ないという状況にあります。したがって、そういう問題をどう考えるかということをここで検討していただけたらと思います。

　以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。理解のところも入ってくるかなと思うのですけれども、公の交通機関に対してということで、市では、この計画の中に何か入れられるところはございますでしょうか。一応、預かるというような形でいきますか。どうしますか。」

事務局（障害福祉課長補佐）

「市の道路計画課という課において、交通バリアフリー基本理念というものを作成していまして、それを見ますと、タクシーについては記載が見当たらなかったのですが、バスについてはノンステップバスの導入促進を図るみたいなことも書いてあります。ただ、タクシーについても、バスについても、市の機関ではないので、どこまで盛り込めるかというところがあるのですが、関係課とそこは協議して参りたいと思います。」

布施委員長

「杉井さん、よろしいでしょうか。」

杉井委員

「はい。」

布施委員長

「あと、ありませんでしょうか。」

住吉委員

「この場でご相談させていただくのが適しているのか分からないのですが、住宅の確保ということで、つい最近、私は精神障害者の方の転居の支援をいたしました。民間のアパートをご本人様と一緒に探したのですが、その際に保証人を立ててほしいという不動産屋さんからのお話がありまして、その方は身寄りの方がいないということで、保証人協会さんにお願いしたいということで、審査をすることになりました。その審査の中で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ということがネックで、4社に当たって全部断られました。ですから、本来だったらご本人が地域で生活しやすいようにということの手帳が逆に足かせになって、住居を確保するということがとても困難になってしまって、支援する私もとても悲しい思いをしたということが本当につい最近ありました。

　今回、この住宅の確保の施策は、たしかにいろんな民間の住宅支援のサービスを一緒に繋げたり、あとは経済的な支援の面の施策を網羅されているのですが、住宅を借りる上での啓発的なところ、この項ではないかもしれないですけれど、障害者に対しての理解というのをより一層、今後、啓発する機会が必要なのかなというところで、この項目にその策を入れるのかどうか、私もこの場では分かりませんが、最近、障害者に対しての対応について、ここはどうなのかなということがあったので、この場を借りてお話させていただきます。」

布施委員長

「事務局預かりでよろしいですか。じゃあ、ご意見を預かりまして、検討させていただくということでいきたいと思います。」

相原委員

「先ほどの住吉委員のご経験、たくさん私もしておりますので、1点だけ。住宅の確保ですけれども、市営住宅の確保についてですが、第3次の結果についても、船橋市の人口に対しては、かなり数の少ない結果になっているかと思うんです。その中で各論ですので、住宅の確保を図っていきますとか、図りますというざっくりとしたものになるのかとは思うのですけれども、具体的な、例えば何パーセント、前年度よりこれに努めますとかという数字がどこかに載るものなのか。もし、ご説明があったように新規の市営住宅の予定がなかったり、空きを待つというところだと、数字がもし難しいのであれば、住宅の確保というところに向けて、市営住宅の確保以外のもので住宅を確保するという、ほかに代替案というものが、もし市のほうで挙がっていれば、教えていただきたいと思います。」

布施委員長

「よろしくお願いします。」

事務局（計画係長）

「状況について、担当課に確認させていただきまして、報告できるタイミングでしたいと思います。」

布施委員長

「それでは、次の6章に進みたいと思います。」

議事③　各論第6章（安全・安心）について

布施委員長

「6章は安全と安心についてです。事務局から説明お願いします。」

事務局（計画係主事）

「続きまして、第6章の安全、安心の平成30年度実績について、資料3を使って説明させていただきます。資料3をお手元にご用意ください。表紙から4枚めくっていただきますでしょうか。第6章、安全・安心と書かれている下にこちらも（1）から（3）までがございます。こちら、第6章の課題として設定している項目でございます。（1）が、防災対策の推進。（2）が、防犯対策の推進。（3）が、消費者トラブルの防止及び被害からの救済となっております。

　もう1枚めくっていただいて、54ページ、55ページをご覧ください。一番左の欄となりますが、整理番号220番から228番をご覧ください。こちらは、（1）防災対策の推進として設定している項目となります。地域防災計画の充実や避難所の整備、地域防災体制の整備などについて記載しております。

　主なものをご説明いたします。222番の避難所の整備と223番の福祉避難所の設置をご覧ください。災害時における要配慮者の避難生活については、在宅、宿泊可能避難所、福祉避難所、緊急入所等が考えられますが、避難所での生活環境を向上させるため、必要な物資の備蓄を行っております。福祉避難所については、市の公共施設を福祉避難所として指定しておりますが、民間の社会福祉施設等についても、福祉避難所指定の協定を締結できるように検討を行っております。

　次に、224番の緊急一時入所の協定締結をご覧ください。こちらの資料には載っていないのですが、平成27年度に障害福祉施設を運営する社会福祉法人と災害時における要配慮者の受け入れに関する協定を締結し、災害時の要配慮者の避難支援強化に取り組んでおります。

　次に、226番から228番をご覧ください。災害対応の充実と地域防災体制の整備でございます。要配慮者と支援者が顔の見える関係を構築するために、総合防災訓練の選択訓練として、安心登録カード登録者名簿などを活用した、要配慮者安否確認訓練を実施しております。また、障害福祉団体なども参加する避難所運営訓練を総合防災訓練で行っております。228番につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿対象者のうち同意された方の情報を船橋市社会福祉協議会、または警察などへ提供しております。

　次に、整理番号229番、230番をご覧ください。こちらは、（2）防犯対策の推進として設定している項目になります。不審者の情報や犯罪の情報などの防犯情報を配信している市のメール配信サービスへの登録促進に取り組むとともに、市の担当課が関係機関と情報共有を行うことで、犯罪被害の防止に取り組んでおります。

　最後に、整理番号231番から234番をご覧ください。こちらは、消費者トラブルの防止及び被害からの救済として設定した項目となります。こちらにつきましては、市のホームページや広報ふなばし、メール配信サービスなどで最新の事案の情報提供を行い、消費者トラブルの予防や早期発見、被害の拡大防止に取り組んで参りました。

　以上が、平成30年度における進捗状況の報告でございます。」

事務局（計画係長）

「続きまして、次期計画、第4次船橋市障害者施策に関する計画の事務局案についてご説明いたします。資料2をご用意ください。第6章は9ページからになりますので、9ページをお開きください。

　基本方針の事務局案をご説明いたします。文章をご覧ください。

　「障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活するためには災害に強いまちづくりが不可欠です。災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるように取り組みます。

　また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に取り組みます。

　そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。」と申しますのが、事務局案でございます。こちらにつきましては、市の第3次計画と国の第4次障害者基本計画を参考に文章を作成してございます。

　本市におきましては、災害対策基本法に基づく地域防災計画を作成しております。この計画では、要配慮者の安全確保のためには、要配慮者自身による地域との積極的な関わりや市防災関係機関のほか、地域における隣近所や町会、自治会、自主防災組織など、地域住民を含む体制づくりが欠かせないとされております。その上で、災害時への備えを可能な限り尽くして、なお、不測の事態に際して災害を最小限にとどめるため、市防災関係機関、事業所、団体、市民は、災害時行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならないとしております。

　第4次計画の基本方針案には、障害特性に配慮した適切な情報保障、福祉避難所を含む避難所の確保といった言葉を新しく入れており、避難所の整備、福祉避難所の設置といったハード面の整備に加え、適切な情報保障や地域防災体制の整備を図り、障害のある人が安全に安心して生活できるよう取り組みます。また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止にも取り組みます。

　以上のことから、第4次計画の基本方針案を作成いたしました。基本方針につきまして、以上となります。」

布施委員長

「ありがとうございます。基本方針について、何かご質問はありますか。なければ、この事務局案でよろしいでしょうか。

　それでは続いて、現状と施策の方向性について、説明をお願いします。」

事務局（計画係長）

「現状の施策と方向性についてご説明いたします。資料2の10ページをご覧ください。

　まず、防災対策の推進についてでございます。1の地域防災計画の充実でございます。先ほどの基本方針のところでもお話しさせていただきましたが、こちらの地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、船橋市防災会議が作成する計画でございます。その計画について、支援内容や取り組みについて適宜見直しを行い、支援体制の充実を図って参ります。

　次に3番、避難所の整備でございます。視覚や聴覚に障害がある方が、災害時に必要な情報を得やすくするためのメッセージを表示した災害時支援用バンダナを市内に127カ所ある宿泊可能避難所に令和元年度に備蓄いたしました。また、同時期に市立の中学校に関しましては、ストマ装具につきましても備蓄しており、引き続き要配慮者向けの物資の備蓄を行うなど、避難所の整備を図って参ります。

　続きまして、11ページをご覧ください。4番、福祉避難所の設置でございます。こちらにつきましては、申し訳ございません、文章の訂正がございます。施策の方向性の欄なのですが、5行目から始まる、要配慮者の緊急一時支援施設含むというものが、二重で記載されておりました。こちらについては、会議終了後、資料についても訂正させていただきますが、この会においても訂正をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

　説明に戻らせていただきます。現状としましては、市の35の公共施設を福祉避難所として指定していることに加え、要配慮者の避難支援を強化するため、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び船橋市老人福祉施設協議会に属する35の施設と災害時における要配慮者の受け入れに関する協定というものを締結しております。

　施策の方向性につきましては、福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等につきましても、福祉避難所設置の協定締結を検討して参ります。

　次に、5番です。民間事業者との協定締結でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました、災害時における要配慮者の受け入れに関する協定の締結に加えて、ストマ装具取扱事業者と締結しました、災害時におけるストマ装具等の供給に関する協定について記載してございます。施策の方向性につきましては、要配慮者の緊急一時の受け入れ先をさらに確保するため、民間の施設等についても協定を締結するよう検討して参ります。

　続きまして、12ページをご覧ください。6、災害時の情報提供、緊急時の通報システムについてでございます。こちらは、以前より取り組んでいるところではございますが、新たにNet119緊急通報システムというものができましたので、追加してございます。聴覚や発語に障害があり、会話による通報が困難な方のための緊急通報システムでありまして、スマートフォンなどのインターネット機能を利用して、簡単な操作で消防局へ消防車や救急車の出動要請ができるものでございます。そのほかにも、メールやファクスでの通報システムの整備も行っておりまして、今後はこのようなシステムの周知を図って参ります。

　続きまして、7、災害への備えでございます。こちらについては、まず項目名を変更いたしました。災害への対応については、まず平時からの備えが重要であるということから、災害対応の充実であった項目名を災害への備えに3次から4次で変更いたします。内容としましては、総合防災訓練に関係する事項について記載しております。安心登録カード、登録者名簿等を利用した、要配慮者安否確認訓練を行うとともに、総合防災訓練のメイン校にて、障害福祉団体との訓練を行っております。施策の方向性には、新たに発災時に対応できるよう、平時からの備えについて啓発を行いますと記載してございます。

　続きまして、13ページの9番、要配慮者利用施設における水害への備えでございます。こちらにつきましては、国の計画に新たに記載された項目となりまして、船橋市においても対象となる事業所があることから、新たに項目を追加してございます。

　続きまして、14ページをご覧ください。こちらは、防犯対策の推進として設定した項目となります。3番、社会福祉施設等の防犯に関する安全確保のための体制構築をご覧ください。こちらは、国の計画に新たに記載された項目となります。平成28年7月に神奈川県相模原市の津久井やまゆり園において発生した事件を受けてのものとなります。本市におきましては、安全確保の体制整備に努めるとともに、防犯対策に係る整備費の補助を行っております。施策の方向性につきましては、防犯体制の調査、実施、年1回の防犯研修会の開催により、安全確保の推進を図って参ります。また、事業者が防犯カメラの防犯対策の強化に係る整備を行う際には、その整備について補助して参ります。

　続きまして、15ページをご覧ください。こちらは、消費者トラブルの防止及び被害からの救済として設定した項目となります。2番、消費者トラブルに関する関係機関の連携の項目をご覧ください。こちらは、以前から取り組んでいるところになりますが、現状の欄にございます船橋市消費者安全確保地域協議会が新しく設置されたため、追記してございます。

　以上が、第4次計画の事務局案の説明になります。」

布施委員長

「ありがとうございます。ご意見、質問ございますでしょうか。」

池田則子委員

「防災対策の中で、避難所のことなんですけれども、きめ細かい対応をしてくださっているということで感謝しています。ホームページで確認させていただいたときに、平成28年の熊本地震で被災された方に千葉県経由で一時避難場所として市営住宅の提供をされたと記載されていたんですけれども、昨年の令和元年房総半島台風のときには避難所に障害者の方の受け入れをSNS等で呼びかけている方がいらっしゃったんです。また、会社は前原にあるんですけれども、前原も電線が切れてしまって、停電がしばらくありました。そのときに、近くにいる精神障害の方が、周りの動揺と音などでパニック状態になりまして、そこにいられないということで、津田沼駅の周辺のカプセルホテルに避難をしたらどうかということで誘導をさせていただきました。

　そういうこともあり、今後、対応をより幅広く広げていただけたらありがたいと思いまして、そういうことの被災とか、そういうこともこの中に盛り込んでいただけるかどうかというお願いと希望的観測です。お願いいたします。」

布施委員長

「事務局、何かございますか。」

事務局（障害福祉課長補佐）

「私も今、その話を初めて聞いて、頭の整理がついていないのですが、今お話をいただいたのは台風のケースですが、仮に震度5強以上の大規模な地震などが発生した場合に市内に障害者手帳を持っている方が2万数千人いらっしゃって、さらに手帳をお持ちでない方も含めると、3万人くらいの障害がある方がいらっしゃる。そして、要配慮者と言えば、障害者だけではなくて高齢者なども入ってきますので、かなり多数の要配慮者の方がいらっしゃると。そういったときの対策として、どういった方が福祉避難所に行くのかなどは船橋市においてもまだ十分に議論されていないところでございます。ただ、一方で熊本など、もう既に大規模な被害を受けて、研究が進んでいるところでは、福祉避難所に行ける人はかなり限定的に考えていまして、実際、そうでないと回らないと。熊本などで公表しているのは、全介助の人が福祉避難所に行くと。そうでない人は、小中学校の個室などということになるので。ただ、いろいろお話をいただいている精神の方で、実際、どこまで書けるかですね。この前、総合防災訓練で実際に行ったのは、まず小中学校が一次的に避難所になりますので、そこに皆さん避難いただいて、まず、要配慮者がいるかどうかというのを一次的に受付で確認します。そして、要配慮者だとコーナーをつくって、ここで今度は聞き取りをして、重度障害があって大声を出したり暴れたりする方や、おむつをしている方、あと妊産婦、乳児は個室に移そうと。保健師さんと個室に移っていただいて、さらにそこでも耐えられない方が、福祉避難所に行くような流れで考えています。

　池田委員からいただいたものは、検討させていただきますが、反映できるかは、ちょっと今のところお答えできない感じでございます。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。福祉避難所のトリアージですよね。トリアージすることは、私は千葉市にいますので、千葉市の場合には、一次避難所に行ってからトリアージして、それで3日、4日たってから、二次避難所がオープンという形になります。そうなると、そこでの区分ですかね。そういうふうなことで、今、うちの学校の場合には、福祉避難所の運営を訓練としてやっておりまして、一次避難所から二次避難所にどんな人が来るかということをやっている現状です。船橋も一斉に来てしまうと困ってしまうということがあるのではないかと思いますので、検討していただいて。」

池田則子委員

「そういうプロセスをきちんと明確に表示してあげれば、多分パニックになったりはしないと思うので、そういうものをご検討いただければと思います。まず、そこからお願いできればと思っております。」

布施委員長

「あと、ありますでしょうか。」

山田委員

「今の地域防災計画に関連するものですけれども、まず、地域防災計画を担う人たちということで消防団ですか、消防局の皆様と地域の消防団員の方々。この消防団員の方々は、ほとんどボランティアに近いものですよね。それと、自治会の方々。その辺の連携を今までもとられていると思いますが、チェックして、さらにとっていただくように、また、そのボランティアの消防団員の方が活動しやすい状況というのもチェックしていただけたらと思います。というのは、消防団員に参加している若いメンバーがいたんですけれども、なかなか活動しにくい状況があり、大変残念ながら、最近やめてしまいました。なかなか若返りも難しいという状況を聞いておりますので、その地域で実際に避難所で動いてくださる方々の協力体制を市からも自治会等にお話をして構築していただきたいと思います。

　それと一次避難所で小中学校。ここにAEDはもう設置されておりますでしょうか。私もたまたま、ある特別支援学校に入りたいというお子さんのご相談を受けたときに、その学校にはAEDがすぐ手の届くところになかったということがございました。これはもう3年ほど前のことでございますけれどもチェックしていただきたい。AEDは必要だと思いますので、設置について、もし市が何らか助成をしていただけるものであれば、お願いしたいと思います。

　以上です。」

布施委員長

「井上委員は特別支援のほうですけれど、実態はどうでしょうか。AEDに関して。」

井上委員

「学校にはありまして、それを常時使えるように、分かりやすい場所に置いてありますので、使えることになっております。」

布施委員長

「1カ所のことを聞いただけで、申し訳ないんですけれど。船橋市のほうでお願いします。」

事務局（障害福祉課長補佐）

「小中学校、公立学校には全てAEDは設置されているはずです。あと、船橋市の場合はAEDについてはコンビニエンスストアと協定を結んでいまして、たしか100％ではないんですけれども、ほぼ100％に近い状態で、各コンビニエンスストアにもAEDがあるので、かなり身近に利用できる状況になっているのかなと思います。

　あと、その前にいただきました消防団のお話なのですが、消防団や自治会の連携であるとか、消防団員の人員の確保となると、ちょっと障害者計画に載せるところでは難しいとは思うのですが、ただ、きょうあったお話は、消防にもお伝えしたいと思います。

　以上です。」

布施委員長

「山田委員、よろしいでしょうか。」

山田委員

「ありがとうございます。」

小松副委員長

「医療機関の人間は、私だけだと思いますので、ちょっと背景のお話をさせていただきます。25年前に、神戸の阪神・淡路大震災が起こりまして、それでそのあとを受けて、DMATができたんです。だから、まだ25年の歴史なんです。DMATのいろんな体制はできてきました。ところが、精神科病院は外れていたんですね。私は精神科病院の人間ですから。

　そして、9年前に東日本大震災が起きました。東北地方の精神科病院は甚大な被害を受けて、それが全く伝わらないまま放置されていたんです。そういった事態があって、その辺を受けて、精神科病院協会というのがありまして、そちらの関係で、全く自治体と関係なく我々の協会だけで支援に行きました。私も行きました。そういったことも受けて、全国でDMATにかわる精神科関係のということで、DPATというのができたんですね。Mは医学のMで、Pは精神のPなんですけれども、DPATというのができました。9年かけて、その体制が整備されてきて、昨年の台風のときも千葉県内のDPATシステムは機能しました。

　災害を受けて一番大事なことは、やはり的確な情報を発信できることなんですね。要するに、情報がないことというのは、本当に大丈夫なのか、それとも全く情報を提供できる状態にないのか、通信が途切れているのか、分からないんですね。ですから、そういったことも含めて、的確な情報を対策本部などに送るというシステムはとても大事だと思っています。

　医療機関の場合には、EMISという通信システムがありまして、それを通じて、一応いくと。昨年の台風のときにも、精神病院を含めて全病院がEMISを使って県の本部のほうにいきました。ただ、それはいいんですけれども、私が懸念しているのは、病院以外の福祉施設、ホーム、その他老健施設、いろいろなところがあると思うんですけれども、そういったところに、そういった災害対策本部に届くようなシステムが確立されているかということが一番の懸念材料です。

　これはすぐにお答えできることじゃないと思うんですけれども、そういったことに関しては、的確な情報を的確に伝えられるシステムは絶対必要だと思っています。なぜならば、地震が起きるのか、台風が起きるのか、あと最近は、わけの分からない肺炎もありますけれども、何が起きるか分かりませんから、そういったことを、的確にお伝えできるシステムは必要だと思っています。

　以上です。」

布施委員長

「ありがとうございます。よろしいでしょうか。意見は、何か。そちらのほうでお話があれば、どうぞ。」

事務局（障害福祉課長）

「今、ちょうど防災の部分でお話をいただいておりまして、市の計画というのは、先ほど補佐からも言いましたけれども、障害者計画と同じように、それぞれの分野、行政施策の枠の中で、それぞれが指針とか指標、あるいは計画というものを持って進めております。そして、この防災については、災害時の要配慮者の支援というのは、地域防災計画ですとか、それに基づく要配慮者の避難支援ガイドラインですとかというものが、一応、今現在、既に市でも作られてはおります。

　ただ、今回の台風、今まで想定の度合いとしては弱かった水の被害ですとか、風の被害、そういったものもございます。また、刻々と今ある計画、それぞれの計画も、やはり適時変更がかかっていくというふうに、今はまだ、なかなか皆様に公の場でお知らせできない部分もございますけれども、先日、12月の議会の中でも、避難所のあり方等も再検討していかなければというような発言もございましたので、そういったところも含めまして、本日いただいたご意見は、事務局で今一度整理をいたしまして、どちらの計画に進言をしていくべきなのか、あるいは障害福祉の計画の中に載せていくべきものなのかどうかというのも、今一度こちらで、本日いただいたご意見というのは、内部で、事務局でも検討させていただきまして、必要によっては、その所管のほうにお話を持っていくというような形で進めていきたいと今は思っております。」

布施委員長

「ありがとうございました。よろしいでしょうか。」

三浦委員

「情報がきちんと早く伝わるというお話、意見があったと思いますが、聴覚障害者の我々としては、情報が伝わるということがいつも大変遅くなるんです。間違った情報をいただいてしまうと、間違った行動につながってしまいます。そういう聾者もたくさんいることを、ぜひ分かっていただきたいと思います。

　この間の台風のときも、川の水位が上がって、心配だった聾者の方のお家があったのですが、土のうの配布の情報が全くなかったんです。それが分からないまま、そのまま台風が来るということになってしまって、水位が上がることを非常に不安に思っていらっしゃいました。結局、無事ではあったのですが、何かいい対策はなかったのかな、いい情報をいただくことはできなかったのかなとちょっと悲しい気持ちで思っておりました。」

布施委員長

「ありがとうございます。よろしいですか。はい、どうぞ。」

犬石委員

「障害福祉課の方がご苦労されて、この計画をつくられているというのは本当によく分かるんですけれども、本当に初歩的な質問です。先ほど住吉委員がおっしゃいましたように、ここで私がお話をしていいものかどうか、基本的なことで、お話をしていいのかどうか迷ったのですけれども。この基本方針を読んでいまして、精神も入っているのかなという、これって精神障害者が入っているかなという、そういった初歩的な疑問を持ったんです。」

布施委員長

「どんな言葉で入ればよろしいと思いますか。」

犬石委員

「どのような言葉でと言いますか、例えばバリアフリーとか、ほかの障害の方たちの、ごめんなさい、特にそれをどうこう言うわけではないですけれども、基本方針なので、そこまで入れるということは難しいのかな、場違いな提案かなとは思いましたが、住吉委員のおっしゃいましたように住宅を決める場合、表には出てこない、いろんな問題がありましたし、小松先生がおっしゃいましたように上がってこないいろんな問題が多いわけです。

　啓蒙ということをおっしゃったのですけれども、精神の場合は、当事者自身にもいろいろ問題がありまして、特異な考え方をするとか、なかなか理解は難しい障害なものですから、非常に難しいということはよく分かっておりますが、啓蒙という意味で、そういう理念をもう少しこの計画の中に入れていただければいいかなという思いで聞いておりました。

　当事者を抱えておりまして、私自身、きょうここに出てこられるかどうか分からない。たまたま出てこられたというふうなこともありますし、あしたのことがお約束できないという中で生活しておりますので、そういうことを、基本的な、何と言うんでしょう、精神障害の啓蒙と言いますか、そういうことが基本で、私は、どういうふうな形で入れていただいたらいいか分からないんですけれども、そういうことは願っております。

　以上です。」

布施委員長

「とても大切なことだと思います。冒頭の理解啓発というところに出てきたと思うんですね。それをもうちょっと深めて、それが充実した形でできるのではないかなとも、ちょっと思っていますけれども、事務局のほうは、それでよろしいでしょうか。」

事務局（計画係長）

「犬石委員のご発言の内容は、理解しているつもりではございます。ただ、この障害の部分の、何の障害についてはという特別な書き方は、あえて船橋市のこの計画にはできる限りしないような形にはさせていただいている関係がございますので、どこまで踏み込んだ書き方ができるかはちょっとお約束できないのですけれども、今回、理解啓発について、この場で検討していただくということを委員の皆様にご了承いただいておりますので、その中での発言で、どう組み込んでいけるかをご検討いただければと思っております。よろしくお願いいたします。」

布施委員長

「よろしいでしょうか。ちょうど時間になってしまったんですけれども。皆さんのご意見をいただいたことで、修正しながら検討していきたいということが事務局の考えです。じゃあ、事務局のほうに戻します。」

事務局（計画係長）

事務局からの連絡

「事務連絡をさせていただきます。次回の開催につきましてでございます。次回の開催については、5月を予定してございます。なお、また本日もそうなんですが、自立支援協議会と同日開催を予定してございます。開催日時、議題につきましては今後検討し、決まりましたら皆さんにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

　また、本日、議事①で決定いたしました理解啓発について、本委員会で検討していくことにつきましては、調査票を皆様のもとにできるだけ早くご送付したいと思います。調査につきましては、皆様が所属されている団体としての回答として、ご提出いただきたいと考えておりますので、お手数をおかけいたしますが、ご意見のとりまとめのほう、ご回答をお願いいたします。次回の5月の会議では、調査票をまとめた資料をもとに、ご議論していただきたいと考えておりますので、ご承知おきください。

　以上でございます。」

布施委員長

「これをもちまして、会議を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。」

（以上）